

**【要旨】****フィンテック分野の進化と金融規制  
ーキャッシュレス化・EC進展を契機とするー考察ー**

専修大学 遠山 浩

経済産業省でキャッシュレス化を進める政策を実施してきたこともあり、近時キャッシュレス化への関心は高まり、それを推進すべきとの意見も多い、また、2020年春に新型コロナ騒動が深まるにつれIT化・デジタル化が日本は遅れているという認識が広がる一方で、キャッシュレス化により支払い状況が電子情報化されるメリットを意識する層も出現してくる。その一方で、ドイツのフィンテック企業の破綻が報道されている。

キャッシュレス化はフィンテックの成果でもある。推進の中核を担うフィンテック企業から多くの便益を消費者が得ていることもあり、フィンテックへの関心は高まっているものの、フィンテックによるイノベーション創出、ならびに消費者が得られる便益はまだまだ発展の余地があるように思われている。キャッシュレスをはじめとするフィンテック事業は、EC (e-commerce) の付随業務として発展してきており、ECの発展に伴ってフィンテック分野もより一層発展すると期待されている。

そこで本稿では、キャッシュレス推進政策を評価した上で高額紙幣削減政策とセットで実施することの有効性を確認し、EC推進政策の実施がまずは重要であることを確認する。ところで、ECの進展が生み出すフィンテック分野の進化は、資金決済(送金、為替)の代替業務のキャッシュレスにとどまらない。支払代金や受取代金の少額資産運用、支払代金調達や代金受取までの資金繰りを補うための少額与信(マイクロクレジット)といった分野でもフィンテックの進化が、ECの進展とあいまって見込まれる。これらの確認を通して、EC推進のためにも、既存の商業事業者・金融事業者の枠を超えた自由な発想のフィンテック分野におけるイノベーション推進が必要であることをみていく。その一方で、フィンテック分野の規制監督のあり方を検討する。

ECという実業の商取引分野に、フィンテックのイノベーション創出領域は存在するため、ECがまだ発展途上と考えれば、自由な発想を妨げるようなフィンテック規制は望ましくない。しかし、先進諸国でマイクロクレジットを担ってきた協同組合が、かつて認められ兼業していた実業の破綻が金融事業の破綻につながったことや、近時のドイツでのフィンテック企業の経営破綻を考えると、何らかの規制が必要に思える。また、伝統的な金融機関が規制監督の下で事業を展開しており、フィンテック企業だけが特段の規制監督下になくするのは不公正な競争ともいえる。したがって、どのような規制監督が望ましいかを本稿で考察していく。先に見た通り自由な発想を妨げる段階でないことを考えると、法律制定等による規制監督ではなく、会計監査強化を含めた、デジタル化を活用かした見える化によるモニタリングが有効な段階であることを、銀行規制の経緯、制度論の立場をふまえて論じていく。